



熊本県公報

号外 第20号
令和4年(2022年)
3月31日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則…………… (教育政策課) 1
- 熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (〃) 1
- 熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令・ (〃) 1
- 熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令…………… (〃) 2

登 載 依 頼

熊本県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会規則第2号

熊本県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県立美術館条例施行規則(平成22年熊本県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「学芸課」を「学芸普及課」に改める。

第3条の表総務企画課の項第7号及び第8号中「学芸課」を「学芸普及課」に改め、同表学芸課の項中「学芸課」を「学芸普及課」に改め、第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 美術に関する教育普及に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第3号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁本庁処務規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号)の一部を次のように改正する。

別表第4教育総務局の部学校人事課の款第12項中「(県立学校を除く。)」を削り、同款第17項を同款第18項とし、同款第16項を同款第17項とし、同款第15項を同款第16項とし、同款第14項の次に次のように加える。

15 県立学校の学校給食費等に関すること。	1 学校給食費等の金額改定に関すること。		1 学校給食費等の収入に関すること(督促を含む。)
-----------------------	----------------------	--	---------------------------

別表第4市町村教育局の部人権同和教育課の款第3項局長専決事項の欄第1号中「地域改善対策奨学資金」を「奨学資金」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第4号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

各県立学校
熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成11年熊本県教育委員会訓令第1号）の
一部を次のように改正する。
第6条第2項を削り、同条第3項中「及び本庁総括安全衛生管理者」を削り、同項を同
条第2項とし、同条第4項中「及び本庁総括安全衛生管理者」を削り、同項を同条第3項
とする。
第7条第2項を削る。
第8条第2項中「が指名する者」を削る。
第9条第2項中「本庁総括安全衛生管理者」を「教育理事」に改め、同条第3項中「本
庁総括安全衛生管理者及び」を削る。
第10条第1項中「本庁総括安全衛生管理者」を「教育理事」に改める。
第13条の見出し中「産業医」の次に「等」を加え、同条第1項を削り、同条第2項中
「並びに」を「に産業医を置き、」に改め、「産業医」の次に「その他の職員の健康管理
等を行う医師（以下「産業医等」という。）」を加え、同条第1項とし、同条第3項
「教育理事」に改め、同条第2項中「本庁総括安全衛生管理者及
び」を削り、「産業医」の次に「等」を加え、同条第3項とする。
第14条の見出し中「産業医」の次に「等」を加え、同条第1項中「総括産業医及び産
業医」を「産業医等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「産業医」の次に「等」
を加え、「第1項各号」を「前項各号」に、「本庁総括安全衛生管理者」を「教育理事」
に改め、同項を同条第2項とする。
第15条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。
第16条第1項を削り、同条第2項各号中「本庁総括安全衛生管理者」を「教育理事」
に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項第3号中「産業医」の次に「等」を加え、同
項を同条第2項とする。
第18条第1項を削り、同条第2項中「前条第2項第1号」を「前条第1項第1号」に、
「本庁総括安全衛生管理者」を「教育理事」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項
中「前条第3項第1号」を「前条第2項第1号」に改め、同項を同条第2項とする。
第19条第1項中「同条第2項第2号」を「及び同条第2項第2号」に改め、「及び
同条第3項第2項から第4号まで」を削る。
第20条第1項中「総括衛生委員会、本庁衛生委員会」を「本庁衛生委員会」に改め、
「総括安全衛生管理者」を「教育理事」に改める。
第21条中「総括衛生委員会及び」を削る。

附 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第5号

本庁各課
各地方機関
県立学校

熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規
程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関す
る規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規
程（平成19年熊本県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項及び第5条中「情報政策課長」を「システム改革課長」に改める。

附 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。